

東京都スポーツ振興審議会について

東京都スポーツ振興審議会

1 設置目的

東京都におけるスポーツ振興施策を、総合的、体系的に推進するため、スポーツに関する重要事項について調査・審議する。

2 根拠法令等

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条

東京都スポーツ振興審議会に関する条例（昭和37年条例第61号）

3 定数及び任期

(1) 定数 20名以内（学識経験者・都議会・区市町村代表等）

(2) 任期 2年間

4 第27期

(1) 任期

平成31年2月15日から令和3年2月14日まで

(2) 議題

2020年の先を見据えたスポーツレガシーについて

5 開催実績（第27期）

○第1回 平成31年3月6日

(1) 平成31年度スポーツ団体（社会教育関係団体）補助金・分担金事業（案）について

(2) 2020年の先を見据えたスポーツレガシーについて（報告事項に基づき審議）